特定共同企業体協定書（分担施工用）

様式６

　（目的）

第１条　当共同企業体は、恵庭市社会福祉協議会発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

　　工事名

　（名称）

第２条　当企業体は、 　　　　　　　　異工種特定共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を

　に置くものとする。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、工事の請負契約の

　履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　住　　　　所

　　　商号又は名称

　　　住　　　　所

　　　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　 を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその

　権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁と折衝す

　る権限及び入札書又は見積書を提出すること並びに請負代金（前払い金及

　び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理をす

　る権限を有するものとする。

（分担工事額）

第８条　各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の

　一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の

　変更があるものとする。

　機械器具設置工事　　　　住　所

（構成員名）商号又は名称

建築一式工事　　　　　　住　所

　　　　　　　（構成員名）商号又は名称

２　前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者

　に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって代表者を委員長とする運営委員会

　を設置し、工事の完成に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が作成した工事工程表によりそれぞれの分

　担工事の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　銀行　　　　　支店

　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引

　するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところ

　により必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割

　合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するもの

　とする。

　（構成員の相互間の責任分担）

第14条　構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２ 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

３ 前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決　定に従うものとする。

４ 前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

　（工事途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができ

　ない。

　（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合に

　おいては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するも

　のとする。

２ 前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったと

　きは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定め

　るものとする。

　上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書３通を作成し、各通に構成員が記名押印し、１通を恵庭市社会福祉協議会に提出し、他は各自所持するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　異工種特定共同企業体

　　　　　　　　　　 住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　印

　備考

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することが

できる。

　　　　　　　異工種特定企業体協定書第８条に基づく協定書

　恵庭市社会福祉協議会発注に係る下記工事については、　　　　　　　　　　異工種特定協同企業体協定書第８条により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

１　工事名

２　分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

　　　　　　　　　　　　　　工事

　　　　構成員名

　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　工事

　　　　構成員名

　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書を３部作成し、１通を恵庭市社会福祉協議会に提出し、他は構成員が記名押印の上、各自が所持するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　異工種特定協同企業体

代表者　　住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印